

倫理規則

公益社団法人 愛知建築士会

公益社団法人 愛知建築士会（以下「本会」という。）は、建築士としての社会的使命と職責の重大性に鑑み、本会会員（以下「会員」という。）が遵守すべき事項を、以下のとおり定める。

1 法令等の遵守と品位の保持

会員は建築士法をはじめ法令関係・定款などを遵守し、高い品性とモラルの保持・向上に努める。

2 知識及び技能の維持向上

会員は常にまちづくりや建築等に関する知識及び技術の研鑽に励み、技能の維持向上に努める。

3 相互の信頼と協力

会員は相互に信頼し合い、必要に応じ他の専門家の協力を得て、業務を遂行するよう務める。

4 秘密の保持

会員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

5 説明責任

会員は依頼者に対し、その業務に関する十分な説明を行い、理解を得るよう務める。

6 情報の開示

会員は建築士としての業務実績、業務範囲及び業務能力などを示す情報開示に務める。

7 地域社会への貢献

会員は地域の歴史・文化を守り、良好な景観の形成、環境の保全など、地域社会に貢献するよう務める。

附則

この規則は、定款が公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律により愛知県知事の認定のあった日の翌事業年度より施行するのに合わせて施行する。

平成 21 年 11 月 4 日 理事会制定